

## 「2018年漫遊いばらきスタンプラリー」冊子作成業務委託に係る

### プロポーザル公募要領

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

この要領は、『2018年漫遊いばらきスタンプラリー冊子作成業務』の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

- 1 目的 春から秋の観光シーズンの期間に、漫遊いばらきスタンプラリーを実施するための小冊子を作成し、スタンプラリー冊子へ参加の観光施設や観光案内所、茨城県内の高速道路パーキングエリアに配置する。また、物産等のキャンペーンで配布ことにより、茨城県内周遊観光を図る。
- 2 委託業務の内容 別紙契約書及び業務委託仕様書のとおり
- 3 予算上限 4,823,000円（デザイン費、印刷費、発送費及び消費税額等全て含む）
- 4 企画提案書の提出条件
  - (1) 提出物について
    - ①表紙デザイン案  
表紙デザインは、県内の観光施設を紹介する内容に合っているか。
    - ②見積書  
積算基礎（デザイン・作成費、印刷費及び発送費の別）が明確な経費見積額（消費税等額を含む）を提出すること。
    - ③会社概要
    - ④委託事業に係る過去の実績
  - (2) 提出書類の作成及び部数
    - ・①については、会社名の記載があるもの、無記名のものを各1部ずつ計2部提出すること。
    - ・②、③、④については1部提出すること。
  - (3) 提出期限  
平成30年1月30日（火）17時必着とする。（郵送または、持参いずれかでも可）
  - (4) 提出先  
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（担当：伊藤）  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県商工労働観光部観光局観光物産課内  
電話：029-301-3622 FAX：029-301-3629  
※提出した企画提案書は返却いたしません。
  - (5) 参加報酬
    - ・企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし、各参加者が経費を負担する。

## 5 業務委託候補者の選定方法

- ・選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。
- ・審査は、企画提案書を漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において、別途定める評価基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。
- ・採用・不採用は審査委員会終了後に通知する。
- ・審査の内容については、一切公開しない。
- ・結果についての審議申し立ては一切認めない。

## 6 契約手続き等

### (1) 契約の締結

- ・漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会は、上記に基づき選定した業者と委託契約を締結する。  
なお、採用案は修正する場合がある。

### (2) 契約保証金

- ・契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。